

『健全化判断比率』と『資金不足比率』を公表します

財政健全化法の定めるところにより、令和4年度決算を基に算定した興部町の財政健全化判断比率と資金不足比率をお知らせします。

財政健全化法とは

平成19年6月に財政破綻を未然に予防することを目的として制定されました。自治体の財政の健全度を測るため、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの健全化判断比率と公営企業会計における資金不足比率が設けられ、その数値によって「健全段階」、「財政の早期健全化」の段階、「財政の再生」の段階の3つに区分されます。

上記の4つの比率とは

実質赤字比率とは	一般会計の収支が赤字の場合、その赤字額を標準財政規模(通常収入されるであろう税収や地方交付税などの合計額)で除した比率で、会計が黒字か赤字かを判断する指標です。
連結実質赤字比率とは	一般会計等だけでなく公営企業会計(国保病院会計・簡易水道事業会計・下水道事業会計)やその他の特別会計(国保会計・介護保険会計・介護サービス会計・後期高齢者医療に関する会計)も含めた収支が赤字や資金不足が生じた場合、その赤字額・資金不足額を標準財政規模で除した比率で、会計を合算して黒字か赤字かを判断する指標です。
実質公債費比率とは	一般会計等が負担する元利償還金と準元利償還金の額を標準財政規模(補正值)で除した比率です。収入のうち、どのくらい地方債の借入にあてているかを示す指標で、一部事務組合等も含めて判断します。実質公債費比率は平成17年度決算から算定しており、3ヶ年の平均数値を使用します。
将来負担比率とは	町債や債務負担、公営企業債に充当される繰入金、一般会計雇用職員の退職金等将来負担しなければならない債務を標準財政規模で除した比率です。

早期健全化段階とは

「自主的かつ計画的にその財政の健全化を図る」ことが早期健全化の定義です。4つの健全化判断比率のうちいずれかの比率が早期健全化基準を超えた場合は、早期健全化団体の適用を受け、「財政健全化計画」を策定し、健全化(基準以内の比率に戻すこと)に努めなければなりません。

財政再生段階とは

早期健全化段階となった自治体が、さらに財政が悪化し、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率のいずれかが財政再生基準を超えた場合は、「財政再生計画」を定め、国等の関与のもと確実な再生に取り組むことになります。町債の発行が制限され、また公共料金の増額や住民サービスの見直しなどをせざるを得なくなる「財政再生団体」となります。

- 興部町の令和4年度決算を基に算定した健全化判断比率と国が定めた基準は下記のとおりです。

	興 部 町	国 の 基 準	
	4 年 度 決 算	早 期 健 全 化 基 準	財 政 再 生 基 準
実 質 赤 字 比 率	— %	15.0 %	20.0 %
連 結 実 質 赤 字 比 率	— %	20.0 %	30.0 %
実 質 公 債 費 比 率	7.4 %	25.0 %	35.0 %
将 来 負 担 比 率	— %	350.0 %	

※実質赤字比率と連結実質赤字比率は赤字額がないため算定されません。また、将来負担比率は将来負担すべき負債より、基金や普通交付税に算入される額のほうが多く見込まれるため算定されません。

- | 一 部 事 務 組 合 等 | | 特 別 会 計 | | | | | | 普通会計 | | | | | | | | |
|---------------|--------------|----------------|----------------|--------------------|----------------|--------------|---------------|----------|------------------------|------------|-----------------|--------------|------------|-------------|--------------|------|
| | | 公営企業会計 | | | | | | | | | | | | | | |
| 広域紋別病院企業団 | 北海道市町村総合事務組合 | 網走地方教育研修センター組合 | 北海道後期高齢者医療広域連合 | 北海道町村議会議員公務災害補償等組合 | 北海道市町村職員退職手当組合 | 北海道市町村備荒資金組合 | 西紋別地区環境衛生施設組合 | 紋別地区消防組合 | 国民健康保険事業特別会計 | 介護保険事業特別会計 | 後期高齢者医療に関する特別会計 | 介護サービス事業特別会計 | 簡易水道事業特別会計 | 公共下水道事業特別会計 | 国民健康保険病院事業会計 | 一般会計 |
| | | | | | | | | | 資金不足
比 率
(会計ごとに) | | | | | 実質赤字
比 率 | | |
| | | | | | | | | | 連 結 実 質 赤 字 比 率 | | | | | | | |
| 実 質 公 債 費 比 率 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 将 来 負 担 比 率 | | | | | | | | | | | | | | | | |